

平成 28 年 2 月 22 日

米国商品先物取引委員会市中協議文書「**DRAFT TECHNICAL SPECIFICATIONS FOR CERTAIN SWAP DATA ELEMENTS**」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、米国商品先物取引委員会（CFTC）が昨年12月22日に公表した市中協議文書「**DRAFT TECHNICAL SPECIFICATIONS FOR CERTAIN SWAP DATA ELEMENTS**」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

今後、本件検討に当たり、市中協議文書で提示された以下の質問事項に対し、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

1. p.11, Question (1):

Are there challenges associated with identifying the Ultimate Parent and/or Ultimate Guarantor of a swap counterparty? If so, how might those challenges be addressed?

(コメント)

親会社・保証情報を取引報告の項目に加えることは、当該情報を常に正確に認識・管理することは極めて難しく、金融機関およびその取引相手にとって極めて負担が大きいことから、費用対効果の観点から慎重に対応すべきである。

そのうえで、もし当該情報を報告内容に含める場合には、同情報を取引相手本人が管理・保守していることも踏まえ、報告主体である **Swap Dealer** 自身が管理・更新するよりは取引先本人が自分自身で管理する方が効率性・正確性の観点から望ましく、例えば、LEI の申請情報から当局が直接取得する方法が考えられる。

ただし、その場合においても、会計制度・法制度（および LEI に関する規制）が異なるため、正確な管理が難しく、また負担が過大となるため、取引相手が米国外の場合は親会社情報・保証情報の報告義務対象外とすべきである。

2. p.12, Question (7):

Please provide feedback on any aspect of the draft technical specifications for the data elements presented below.

(コメント)

Counterparty ID として Valid LEI のみを Allowable として指定することは回避すべきである。

(理由)

Counterparty ID として指定される LEI が **Swap Dealer** の取引先が LEI 更新を失念して

"Lapsed" LEI となっていた場合、Swap Dealer が報告した取引報告は規制要件を満たさないこととなる。取引先自身の LEI を更新する義務は取引先にあり、報告主体である Swap Dealer では統制困難である。先方の事情により、取引報告が Swap Data Repositories (SDR) に受け入れられず、結果的に法令未遵守となることは看過できない。

3. p.24, Question (36):

Please provide feedback on any aspect of the draft technical specifications for the data elements presented below.

(コメント)

注文 (Orders) に係る取引報告要件全般については、Swap Execution Facilities (SEFs) ・ Designated Contract Markets (DCMs) による報告要件に限定すべきである。

(理由)

Off facility の取引では、電話、Voice 等を通じたコミュニケーションなど、非構造データにより注文を実施・受付することが一般的である。注文に関わる極めて詳細な情報を約定の都度報告するためには、記帳システムに都度入力する必要が新たに発生するため、極めて非効率的であり、報告遅延の多発にもつながる。また、当該報告要件に一般の Swap Dealer が対応するためには、SEFs ・ DCMs を利用するか、自らが SEFs と同じ機能を果たすしかなくなるため、注文に係る取引報告要件は報告義務の対象を SEFs ・ DCMs に限定すべきと考える。

4. p.26, Question (41):

Please provide feedback on any aspect of the draft technical specifications for the data elements presented below.

(コメント)

Package Transactions に関しては、現状どおり、対になる CFTC Swap Components の Unique Swap Identifier (USI) 情報を報告する要件に留めるべきである。

(理由)

Linkage 情報を把握することができれば、当局はスプレッドの価格等の情報を類推可能であり、改めて Package Trade Price などを報告する必要性は乏しいものとする。また、Non-CFTC Swap Components については、Y/N のみの情報では対となる Asset Class も価格も把握することができないため、情報として価値に乏しく、当該情報を付与する負担感を上回る効果を見出すことは難しい。

5. p.29, Question (43):

Please provide feedback on any aspect of the draft technical specifications for the data elements presented below.

(コメント)

本 clearing に関する報告項目は削除すべきである。

(理由)

Mandatory の該当有無を判断するに当たって十分な情報を他項目で報告しており、当該情報がなくとも当局側で判断可能であると考え。必要性の低い報告項目を増やすことで、誤報告が増える可能性も存在する。

6. p.30, Question (44):

To represent that the reporting counterparties and the SDRs have confirmed data accuracy, is there a methodology better than reporting the Data Accuracy Confirmation by Counterparty data element?

(コメント)

本 Reconciliation に関する報告項目は削除すべきである。

(理由)

Part 43.3 および 45.14 において誤りを発見した場合には先方に通知する義務は課されているが、全ての Data Accuracy を確認する義務は明記されていない。また、本件項目は規制要件の追加に該当するものであることから、報告項目の変更ではなく、規制要件の変更の手続きを経るべきである。

7. p.30, Question (45):

Please provide feedback on any aspect of the draft technical specifications for the data elements presented below.

(コメント)

Reconciliation の報告項目全般が削除されない場合であっても、Part 43/45/46 の報告項目は削除すべきである。

上記のほか、Timestamp の報告は不要と考える。また、本件 Reporting は取引単位ではなく Entity 単位での報告を許容すべきである。加えて、一部の Material Term で Dispute が発生した場合の報告要件を定義すべきである。

(理由)

該当する Part を判断するに当たって十分な情報を他項目で報告しており、当該情報がなくとも当局側で判断可能であると考え。必要性の低い報告項目を増やすことで、誤報告が増える可能性も存在する。

実務上、ポートフォリオ照合は Entity 毎にまとめて対応しており、1 つの明細毎の Timestamp を特定することは不可能である。このため、日付のみが有用と考える。取引毎に報告するのであれば、それぞれの取引における照合ステータスが必要であるが、Dispute が発生した場合とそうでない場合の報告要件差異が記載されていない。日付だけで問題

がないのであれば、取引毎に報告する意義は薄いことから、Entity 単位での報告を許容すべきである。

8. p.34, Question (56):

Should Netting Set valuation, collateral and margin information be reported at the transaction level or only at the aggregated portfolio level?

(コメント)

Aggregated Portfolio Level が望ましい。

(理由)

実務において担保計算・授受は取引明細単位ではなく、ポートフォリオ単位で集約して対応しているため、ポートフォリオ単位が望ましい。

9. p.41, Question (61):

What are some of the challenges with the Event Types listed below? If so, please provide suggestions to address them.

(コメント)

本 Event Type の項目は、一部の Allowable Values を統合すべきである。

(理由)

NOVATION (4 WAY) 等、個別の Industry からでは捕捉困難な項目が含まれており、Industry に対する要件としてこれらの細分化は適当ではない。また、AMENDMENT と ERROR CORRECTION の識別等、システムによる自動判断が極めて困難な項目については、オペレーションによるカバーが不可避となるが、これらの細分化を一斉かつ急激に進めることは、オペレーションミスによる報告不備の危険性が高まり、結果的に Industry 間のデータの不整合等を誘発しかねない。したがって、段階的な適用かつ十分な準備期間を設定することが望ましい。

10. p.50, Question (73):

Are any of the Data Elements listed herein unclear? Do any Data elements require greater standardization?

(コメント)

Package Transactions、Business Day Convention、Leg NPV、Periodic Reporting の証拠金関連に係る報告要件については、定義の詳述、明確化をお願いしたい。

(理由)

証拠金関連の報告要件は、CFTC の証拠金規制だけではなく、健全性当局による証拠金規制が適用される Swap Dealer が存在することから、混乱を避けるためにも、両規制間で用語の用い方等に差分がある場合は、統一的な定義にすべきである。また、各用語の定

義が Standard CSA のみ参照となっている箇所があるが、Standard CSA は一般的ではなく、通常の CSA 採用がグローバルでは一般的であるため（特に米国外）、定義の詳述、明確化を行うべきである。

実際に、健全性当局による証拠金規制が適用され、通常の CSA 契約のみ締結されている企業にとっては証拠金規制関連の報告要件の定義詳細が極めて分かりにくいものとなっており、誤報告につながる可能性が懸念される。

特に、CSA 契約に係るポートフォリオ単位でのネットティングを意味するのか、それとも ISDA マスター契約の Close out Netting を意味するのかについて、詳細な定義が必要である。

11. p.51, Question (74):

Are any of the Descriptions inconsistent with common industry usage or your utilization of the data element?

(コメント)

規制の適用に当たっては、十分な時間を確保するとともに、地域・商品で異なる市場環境を勘案したうえで、段階適用スキームも検討いただきたい。

また、規制適用に当たっては、十分な費用対効果検証を実施いただきたい。

(理由)

本件では新規の追加項目が多く、取引担当者のオペレーション変更を要する事項も多いため、対応負荷が極めて高い。各行の対応に十分な期間を確保しない場合には、報告不備・時限遅延等の発生が懸念される。

Package Transaction, Event, Orders のように SEFs・DCMs でなければ対応が困難な分野もあるが、SEFs の普及度合いは地域・商品によって大きく異なるのが現状（米国外の為替商品は SEFs がほとんど普及していない）であり、市場実態を勘案せず一律的に規制強化を行うと市場流動性の低下、システムリスクの増大につながるおそれがある。

加えて、大きな規制変更ともなるため、これまでの取引報告実施による費用対効果を総括したうえで、追加報告要件の必要性を十分に検討いただきたい。

以 上